介護サービス事業者自主点検表

（令和5年５月版）

訪問看護

及び

介護予防訪問看護

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所番号 |  |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所の所在地 |  |
| 電話番号 |  |
| 法人の名称 |  |
| 法人の代表者名 |  |
| 管理者名 |  |
| 主な記入者 職・氏名 |  |
| 記入年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| （運営指導日） | 令和　　年　　月　　日 |

|  |
| --- |
| **甲府市 福祉保健部 指導監査課**  **〒400-8585　甲府市丸の内１－１８－１**  **甲府市役所　本庁舎３F　⑬窓口**  **TEL：055(223)7056　FAX：055(228)4889**  **e-mail：fkansa@city.kofu.lg.jp** |

**介護サービス事業者自主点検表の作成について**

１　趣　　旨

　　この自主点検表は、介護サービス事業者の皆様が事業を運営するにあたって最低限遵守しなければならない事項等について、関係法令、通知などの内容をもとにまとめたものです。定期的に本表を活用し、事業運営状況の適否を、自主的に点検していただきますようお願いします。

２　実施方法

①　定期的に実施するとともに、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに市へ提出してください。なお、この場合、必ず控えを保管してください。

②　記入時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について、満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」の部分に○印をしてください。なお、該当するものがなければ「該当なし」の部分に○印（もしくは「なし」と記入）をしてください。

③　点検事項について、全てが満たされていない場合（一部は満たしているが、一部は満たしていないような場合）は、「いいえ」に○印をしてください。

④　各項目の文中、単に「以下同じ」「以下○○という。」との記載がある場合には、当該項目内において同じ、または○○であるということを示しています。

⑤　アンダーラインが引いてある部分は、原則として令和３年度改正に係る部分です。

⑥　複数の職員で検討のうえ点検してください。

⑦　点検項目ごとに根拠法令等を記載していますので、参考にしてください。

⑧　この自主点検表は訪問看護の運営基準等を基調に作成されていますが、指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ指定訪問看護の事業と　指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防訪問看護についても指定訪問看護の運営基準等に準じて（訪問看護を介護予防訪問看護に読み替えて）一緒に自主点検してください。なお、指定介護予防訪問看護に関する記載の部分は網掛にて表示してあります。

３　根拠法令等

　　「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 条例 | 甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例  （平成３１年甲府市条例第４号） |
| 予防条例 | 甲府市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成３１年甲府市条例第５号　） |
| 法 | 介護保険法（平成９年法律第１２３号） |
| 施行令 | 介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号） |
| 施行規則 | 介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第3６号） |
| 平11厚令37 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年３月３１日厚生省令第3７号） |
| 平11老企25 | 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について  （平成１１年９月１７日老企第２５条厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| 平12厚告19 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１２年２月１０日厚生省告示第１９号） |
| 平27厚労告94 | 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成２７年３月２３日厚生労働省告示第９４号） |
| 平27厚労告95 | 厚生労働大臣が定める基準（平成２７年３月２３日厚生労働省告示第９５号） |
| 平27厚労告96 | 厚生労働大臣が定める施設基準（平成２７年３月２３日厚生労働省告示第９６号） |
| 平24厚労告120 | 厚生労働大臣が定める地域（平成２４年３月１３日厚生労働省告示第１２０号） |
| 平12老企36 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成１２年３月１日老企第3６号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| 平12老企55 | 訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱について  （平成１２年３月３０日老企第５５号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| 平18厚労令35 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年３月１４日厚生労働省令第3５号） |
| 平18厚労告127 | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準  （平成１８年３月１４日厚生労働省告示第１２７号） |
| 平18-0317001号 | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について  （平成１８年３月１７日老計発・老振発・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知） |
| 平21厚労告83 | 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成２１年３月１３日厚生労働省告示第８３号） |
| 令3厚労令9 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第９号） |
| 令3厚労告73 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和３年厚生労働省告示第７３号) |
| 高齢者虐待防止法 | 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成１７年法律第１２４号） |

介護サービス事業者自主点検表　目次

| 項目 | 内容 | 市確認欄 |
| --- | --- | --- |
| 第１ | 一般原則 |  |
| 1 | 一般原則 |  |
| 第２ | 基本方針 |  |
| 2 | 基本方針 |  |
| 第3 | 人員に関する基準 |  |
| 3 | 用語の定義 |  |
| 4 | 看護師等の員数 |  |
| 5 | 介護予防訪問看護の人員基準 |  |
| 6 | 管理者 |  |
| 第４ | 設備に関する基準 |  |
| 7 | 設備及び備品等 |  |
| 8 | 介護予防訪問看護の設備基準 |  |
| 第５ | 運営に関する基準 |  |
| 9 | 内容及び手続きの説明及び同意 |  |
| 10 | 提供拒否の禁止 |  |
| 11 | サービス提供困難時の対応 |  |
| 12 | 受給資格等の確認 |  |
| 13 | 要介護認定の申請に係る援助 |  |
| 14 | 心身の状況等の把握 |  |
| 15 | 居宅介護支援事業者等との連携 |  |
| 16 | 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 |  |
| 17 | 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 |  |
| 18 | 居宅サービス計画等の変更の援助 |  |
| 19 | 身分を証する書類の携行 |  |
| 20 | サービスの提供の記録 |  |
| 21 | 利用料等の受領 |  |
| 22 | 保険給付の請求のための証明書の交付 |  |
| 23 | 訪問看護の基本取扱方針 |  |
| 24 | 介護予防訪問看護の基本取扱方針 |  |
| 25 | 訪問看護の具体的取扱方針 |  |
| 26 | 介護予防訪問看護の具体的取扱方針 |  |
| 27 | 主治の医師との関係 |  |
| 28 | 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成 |  |
| 29 | 同居家族に対する訪問看護の禁止 |  |
| 30 | 利用者に関する市町村への通知 |  |
| 31 | 緊急時等の対応 |  |
| 32 | 管理者の責務 |  |
| 33 | 運営規程 |  |
| 34 | 勤務体制の確保等 |  |
| 35 | 業務継続計画の策定等 |  |
| 36 | 衛生管理等 |  |
| 36-2 | 新型コロナウイルス感染症対策 |  |
| 37 | 掲示 |  |
| 38 | 秘密保持等 |  |
| 39 | 広告 |  |
| 40 | 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 |  |
| 41 | 苦情処理 |  |
| 42 | 地域との連携等 |  |
| 43 | 事故発生時の対応 |  |
| 44 | 虐待の防止 |  |
| 45 | 会計の区分 |  |
| 46 | 記録の整備 |  |
| 第６ | 変更の届出等 |  |
| 47 | 変更の届出等 |  |
| 第７ | 介護給付費の算定及び取扱い |  |
| 48 | 訪問看護費の算定 |  |
| 49 | 訪問看護の所要時間について |  |
| 50 | 准看護師による訪問 |  |
| 51 | 理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士による訪問 |  |
| 52 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合 |  |
| 53 | 早朝・夜間、深夜の訪問看護の取扱い |  |
| 54 | 複数名訪問加算 |  |
| 55 | １時間30分以上の訪問看護を行う場合 |  |
| 56 | 同一建物等に居住する利用者に対する取扱い |  |
| 57 | 特別地域訪問看護加算 |  |
| 58 | 中山間地域等居住者加算 |  |
| 59 | 緊急時訪問看護加算 |  |
| 60 | 特別管理加算 |  |
| 61 | ターミナルケア加算 |  |
| 62 | 主治の医師の特別な指示があった場合の取扱い |  |
| 63 | 初回加算 |  |
| 64 | 退院時共同指導加算 |  |
| 65 | 看護・介護職員連携強化加算 |  |
| 66 | 看護体制強化加算 |  |
| 67 | サービス提供体制強化加算 |  |
| 68 | サービス種類相互の算定関係 |  |
| 第８ | その他 |  |
| 69 | 介護サービス情報の公表 |  |

| 項目 | 自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト | 点　検 | 根拠法令 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１　一般原則 | | | |
| 1  一般原則 | ①　利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第3条第1項  平11厚令37  第3条第1項 |
|  | ②　地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第3条第2項  平11厚令37  第3条第2項 |
| （高齢者虐待の防止） | ③　利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第3条第3項  平11厚令37  第3条第3項 |
|  | ④　事業所の従業者は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。  【養護者（養介護施設従事者等）による高齢者虐待に該当する行為】  　ア　高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。  　イ　高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるア、ウ又はエに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。（高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。）  　ウ　高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。  　エ　高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。  　オ　養護者又は高齢者の親族が（要介護施設従事者等が）当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。 | はい・いいえ | 高齢者虐待  防止法第5条  高齢者虐待  防止法第2条 |
| ⑤　高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、市町村に通報していますか。 | はい・いいえ  事例なし | 高齢者虐待防止法  第7条、第21条 |
| ⑥　高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 高齢者虐待  防止法第20条 |
|  | ⑦　サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。 | はい・いいえ | 条例  第3条第4項  平11厚令37  第3条第4項 |
|  | ※　介護保険等関連情報の活用とＰＤＣＡサイクルの推進について  サービスの提供に当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でＰＤＣＡサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととされています。  この場合において、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ：Long-term careInformation system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいです。 |  | 平11老企25  準用  (第3の一の3(1)) |
|  | ⑧　暴力団員又は暴力団員でなくなってから５年を経過していない者が、役員等（法第７０条第２項第６号に規定する役員等をいう。）になっていませんか。 | いない・いる | 条例第4条  【独自基準（市）】 |
| 第２　基本方針 | | | |
| 2  基本方針 | 事業運営の方針は、基本方針に沿ったものとなっていますか。 | はい・いいえ | 条例第67条  平11厚令37  第59条 |
| 〔訪問看護の基本方針〕  訪問看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 |
|  | 〔介護予防訪問看護の基本方針〕  介護予防訪問看護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 |  |  |
| 第3　人員に関する基準 | | | |
| 3  用語の定義 | 【「常勤」（用語の定義）】  当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週３２時間を下回る場合は週３２時間を基本とする。）に達していることをいうものです。  　ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所為低労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を３０時間として取り扱うことを可能とします。  　同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるもの35については、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。  　例えば、一の事業者によって行われる指定訪問看護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問看護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになります。  また、人員基準においては常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基  準法第６５条に規定する産前産後休暇、母性健康管理措置、育児・介護休業  法第２条第１号に規定する育児休業、同条第２号に規定する介護休業、同法  第２３条第２項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第２４条第１項  （第２号に係る部分に限ります。）の規定により、同条第２号に規定する育児休業  に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質  を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人  員基準を満たすことが可能であることとします。 |  | 平11老企25  第2の2の(3) |
| * 併設の別事業所間の業務を兼務しても常勤として扱われるのは、管理長   (施設長)のような直接処遇等を行わない業務で、「同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる」といったただし書きがあるものに限ります。同時並行的に行うことができない直接処遇等を行う業務（看護、介護、機能訓練、相談業務など）は、原則として兼務した場合は、それぞれ常勤が勤務すべき時間に達しなくなるため、双方の事業所とも、正職員などの雇用形態に関わらず「非常勤」となります。 |
|  | 【「専ら従事する」「専ら提供に当たる」（用語の定義）】  原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。  この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。 |  | 平11老企25  第2の2の(4) |
|  | 【「常勤換算方法」（用語の定義）】  　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週３２時間を下回る場合は週３２時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。  　この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が訪問介護員と看護師等を兼務する場合、看護師等の勤務延時間数には、看護師等としての勤務時間だけを算入することとなります。  ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第１３条第１項に規定する母性健康管理措置又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第２３条第１項、同条第３項又は同法第２４条に規定する育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、３０時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、１として取り扱うことが可能です。 |  | 平11老企25  第2の2の(1) |
| 4  看護師等の員数 | 事業所ごとに置くべき看護師その他の訪問看護の提供に当たる従業者（以下「看護師等」という。）の員数のうち、保健師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）は、常勤換算方法で2.5人以上配置していますか。 | はい・いいえ | 条例第68条  第1項第1号  平11厚令37第60条 |
|  | ※　看護師等の資格は次のいずれかに定める者とします。  ア　保健師、看護師又は准看護師（そのうち１名は常勤であること。）  イ　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 |  | 条例第68条第2項  平11厚令37  第60条第2項 |
|  | ※　勤務日及び勤務時間が不定期な看護師等についての勤務延時間数の算定は以下のとおりとします。  ア　前年度の週当たりの平均稼働時間（サービス提供時間及び移動時間をいう。）  イ　当該看護師等によるサービス提供の実績がない事業所については、確実に稼働できる時間として勤務表に明記された時間数（実態と乖離したものでないこと。） |  | 平11老企25  第3の三の1(1)①ロ |
|  | ※　管理者が看護師等を兼務する場合、管理者としての勤務時間を常勤換算時間数から除いてください。他の事業所の管理者及び従業者を兼ねる場合も同様です。 |  |  |
|  | ※　理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士については、実情に応じた適当数を配置してください。（配置しないことも可能です。） |  | 平11老企25  第3の三の1(1)①ハ |
|  | ※　指定訪問看護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業における人員等の基準を満たすことをもって、指定訪問看護事業における当該基準を満たしているとみなすことができます。 |  | 条例第68条第4項  平11厚令37  第60条第4項 |
|  | ※　指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定看護小規模多機能型居宅介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定看護小規模多機能型居宅介護事業における人員等の基準を満たすことをもって、指定訪問看護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。 |  | 条例第68条第5項  平11厚令37  第60条第5項 |
| 5  介護予防訪問看護の人員基準 | 介護予防訪問看護事業者が訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問看護の事業と訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、訪問看護事業における人員等の基準を満たすことをもって、介護予防訪問看護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。 |  | 予防条例  第45条第3項  平18厚労令35  第63条第3項 |
| 6  管理者 | ①　事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 | はい・いいえ | 条例第69条第1項  平11厚令37  第61条 |
| ※　以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。  ア　当該訪問看護ステーションの看護職員としての職務に従事する場合  イ　当該訪問看護ステーションが健康保険法による指定を受けた訪問看護ステーションである場合に、当該訪問看護ステーションの管理者又は看護職員としての職務に従事する場合  ウ　同一敷地内又は道路を隔てて隣接する等、特に当該訪問看護ステーションの管理業務に支障がないと認められる範囲内にある他の事業所、施設等の職務に従事する場合（この場合併設入所施設の看護業務（管理業務を含む）は、通常は管理者の業務に支障があると考えられます。） |  | 平11厚令37第61条  平11老企25  第3の三の1(2)① |
|  | ②　管理者は、保健師又は看護師ですか。 | はい・いいえ | 条例  第69条第2項 |
|  | ※　管理者の長期間の傷病又は出張等のやむを得ない理由がある場合には、老人の福祉の向上に関し相当の知識、経験及び熱意を有し、過去の経歴等を勘案して訪問看護ステーションの管理者としてふさわしいと市長に認められた者であれば、管理者として保健師及び看護師以外の者をあてることができるものとします。ただし、この場合においても、可能な限り速やかに常勤の保健師及び看護師の管理者が確保されるように努めなければなりません。 |  | 平11老企25  第3の三の1(2)③ |
|  | ③　管理者は、適切な訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者ですか。 | はい・いいえ | 条例  第69条第3項 |
|  | ※　管理者は、医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験のある者である必要があります。さらに、管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましいです。 |  | 平11老企25  第3の三の1(2)④ |
| 第４　設備に関する基準 | | | |
| 7  設備及び備品等 | ①　訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室又は専用の区画を設けていますか。 | はい・いいえ | 条例第70条第1項  平11厚令37  第62条 |
| ※　当該訪問看護ステーションが健康保険法による指定を受けた訪問看護ステーションである場合には、両者を共用することは差し支えありません。また他の事業の事業所を兼ねる場合、業務に支障のないときは、訪問看護を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとします。 |  | 平11老企25  第3の三の2(1)① |
| ②　事務室又は区画については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保していますか。 | はい・いいえ | 平11老企25  第3の三の2(1)② |
| ③　訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を確保し、特に、感染症予防に必要な設備に配慮していますか。 | はい・いいえ | 平11老企25  第3の三の2(1)③ |
| ※　それぞれの事業の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができます。 |  |
| 8  介護予防訪問看護の設備基準 | ※　指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定訪問看護事業における設備及び備品等の基準（上記１の①～③）を満たすことをもって、指定介護予防訪問看護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。 |  | 予防条例  第47条第3項  平18厚労令35  第65条第3項 |
| 第５　運営に関する基準 | | | |
| 9  内容及び手続きの説明及び同意 | サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 | はい・いいえ | 条例第82条  準用(第9条)  平11厚令37  第74条準用(第8条) |
| ※　サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、次のとおりです。  　ア　運営規程の概要  　イ　看護師等の勤務体制  　ウ　事故発生時の対応  　エ　苦情処理の体制 |  | 平11老企25  準用（第3の一の3(2)） |
| ※　同意は、利用者及び訪問看護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいです。 |  |  |
|  | ※　従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例第６条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えありません。 |  | 平11老企25  準用（第3の一の3(19)①） |
| 10  提供拒否の禁止 | 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 | いない・いる | 条例第82条  準用(第10条)  平11厚令37  第74条  準用(第9条)  平11老企25  準用（第3の1の3(2)） |
| ※　要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできません。サービスの提供を拒むことのできる正当な理由とは、次の場合です。  ア　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合  イ　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合  ウ　その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 |
| 11  サービス提供困難時の対応 | 利用申込者の病状、当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る主治の医師及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第71条  平11厚令37  第63条  平11老企25  第3の三の3(3) |
| 12  受給資格等の確認 | ①　サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。 | はい・いいえ | 条例第82条  準用(第12条)  平11厚令37  第74条  準用(第11条) |
| ②　被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。 | はい・いいえ |
| 13  要介護認定の申請に係る援助 | ①　要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | はい・いいえ  事例なし | 条例第82条  準用(第13条第1項)  平11厚令37  第74条準用(第12条) |
| ②　居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する３０日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。 | はい・いいえ  事例なし | 条例第82条  準用(第13条第2項) |
| 14  心身の状況等の把握 | 訪問看護の提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第82条  準用(第14条)  平11厚令37  第74条準用(第13条) |
| 15  居宅介護支援事業者等との連携 | ①　サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第72条第1項  平11厚令37  第64条 |
| ②　サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第72条第2項 |
| 16  法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第６４条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、訪問看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。  　また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第82条  準用(第16条)  平11厚令37  第74条準用(第15条)  介護保険法施行規則  第64条各号 |
| 17  居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問看護を提供していますか。 | はい・いいえ | 条例第82条  準用(第17条)  平11厚令37  第74条  準用(第16条) |
| 18  居宅サービス計画等の変更の援助 | 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第82条  準用(第18条)  平11厚令37  第74条準用(第17条)  平11老企25  準用（第3の一の3(7)） |
| ※　当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡を行うこと、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行ってください。 |
| 19  身分を証する書類の携行 | 看護師等に、身分を証する書類（身分を明らかにする証書や名札等）を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべるように指導していますか。 | はい・いいえ | 条例第82条  準用(第19条)  平11厚令37  第74条  準用(第18条） |
| ※　当該証書等には、当該訪問看護ステーションの名称、看護師等の氏名を記載するものとし、当該看護師等の写真の貼付や職能の記載を行ってください。 | 平11老企25  準用(第3の一の3(8)） |
| 20  サービスの提供の記録 | ①　サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面（サービス利用票等）に記載していますか。 | はい・いいえ | 条例第82条  準用(第20条第1項)  平11厚令37  第74条準用(第19条) |
| ※　利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービス利用状況を把握できるようにするために、訪問看護の提供日、サービスの内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。 |  | 平11老企25  準用(第3の一の3(9)①) |
|  | ②　サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録（サービス提供記録、業務日誌等）するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を提供していますか。 | はい・いいえ | 条例第82条  準用(第20条第2項) |
|  | ※　提供した具体的なサービスの内容等として記録すべき事項は次のとおりです。  　ア　サービスの提供日  　イ　具体的なサービスの内容  　ウ　利用者の心身の状況  　エ　その他必要な事項 |  | 平11老企25  準用(第3の一の3(9)②) |
|  | ※　提供した具体的なサービスの内容等の記録は、５年間保存しなければなりません。 |  | 条例第81条第2項  平11厚令37  第73条の2第2項  【独自基準(市)】 |
| 21  利用料等の受領 | ①　法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、利用者の介護保険負担割合証で負担割合を確認し、利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の１割、２割又は３割（法令により給付率が異なる場合はそれに応じた割合）の支払を受けていますか。 | はい・いいえ | 条例  第73条第1項  平11厚令37  第66条 |
|  | ②　法定代理受領サービスに該当しない訪問看護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額及び訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第６３条第１項に規定する療養の給付若しくは同法第８８条第１項に規定する訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律第６４条第１項に規定する療養の給付若しくは同法第７８条第１項に規定する訪問看護に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じていませんか。 | いない・いる  事例なし | 条例  第73条第2項 |
|  | ※　なお、そもそも介護保険給付の対象となる訪問看護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。  ア　利用者に、当該事業が訪問看護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。  イ　当該事業の目的、運営方針、利用料等が、訪問看護事業所の運営規程とは別に定められていること。  ウ　会計が訪問看護の事業の会計と区分されていること。 |  | 平11老企 25  準用(第3の1の3(10)②） |
|  | ③　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。 | はい・いいえ  事例なし | 条例第73条第3項 |
|  | ※　保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。 |  | 平11老企 25  準用(第3の1の3(10)②） |
|  | ④　上記③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 | はい・いいえ  事例なし | 条例第73条第4項 |
|  | ⑤　サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより領収証を交付していますか。 | はい・いいえ | 法第41条第8項 |
|  | ⑥　上記⑤の領収証に、サービスについて利用者から支払を受けた費用の額のうち、利用料の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。 | はい・いいえ | 施行規則第65条 |
|  | ※　領収証の記載内容は、上記事務連絡の別紙様式に準じたものとし、医療費控除の対象となる金額及び居宅介護支援事業者等の名称等も記載してください。  「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」（平成12年6月1日老発第509号、平成28年10月3日事務連絡） |  |  |
| 22  保険給付の請求のための証明書の交付 | 法定代理受領サービスに該当しない訪問看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。 | はい・いいえ  事例なし | 条例第82条  準用(第22条)  平11厚令37  第74条準用(第21条) |
| 23  訪問看護の基本取扱方針 | ①　訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行っていますか。 | はい・いいえ | 条例  第74条第1項  平11厚令37  第67条 |
| ②　訪問看護事業者は、自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | はい・いいえ | 条例  第74条第2項 |
| 24  介護予防訪問看護の基本取扱方針 | ①　介護予防訪問看護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。 | はい・いいえ | 予防条例  第56条第1項  平18厚労令35  第75条 |
| ②　介護予防訪問看護事業者は、自らその提供する介護予防訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | はい・いいえ | 予防条例  第56条第2項 |
| ③　介護予防訪問看護事業者は、サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当っていますか。 | はい・いいえ | 予防条例  第56条第3項 |
| ④　介護予防訪問看護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービス提供に努めていますか。 | はい・いいえ | 予防条例  第56条第4項 |
| ⑤　介護予防訪問看護事業者は、サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう適切な働きかけに努めていますか。 | はい・いいえ | 予防条例  第56条第5項 |
| 25  訪問看護の具体的取扱方針 | ①　サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行っていますか。 | はい・いいえ | 条例  第75条第1号  平11厚令37  第68条 |
| ②　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例  第75条第2号 |
| ③　サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例  第75条第3号 |
| ※　サービスの提供に当たっては、医学の進歩に沿った適切な看護技術をもって対応できるよう、新しい技術の習得等、研鑽を積んでください。 |  | 平11老企25 第3の三の3(3)④ |
| ④　サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例  第75条第4号 |
|  | ⑤　特殊な看護等を行っていませんか。 | いない・いる | 条例  第75条第5号 |
|  | ※　医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない看護等については行ってはなりません。 |  | 平11老企25  第3の三の3(3)⑤ |
| 26  介護予防訪問看護の具体的取扱方針 | ①　サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。 | はい・いいえ | 予防条例  第57条第1号  平18厚労令35第76条 |
|  | ※　介護予防訪問看護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等を把握・分析し、サービスの提供によって解決すべき問題状況を明らかにした上で（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、期間等を明らかにしてください。 |  | 平11老企25  第四の三の3(2)① |
|  | ②　看護師等（准看護師を除く。以下この項において同じ。）は、上記①に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防訪問看護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問看護計画書を作成し、主治の医師に提出していますか。 | はい・いいえ | 予防条例  第57条第2号 |
|  | ③　介護予防訪問看護計画書は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。 | はい・いいえ | 予防条例  第57条第3号 |
|  | ④　看護師等は、介護予防訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 | はい・いいえ | 予防条例  第57条第4号 |
|  | ※　介護予防訪問看護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容及び理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士による指定介護予訪問看護については、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合には、看護職員の代わりに訪問させるものであることについて説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものです。看護師等は、介護予防訪問看護計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとします。  　　　また、介護予防訪問看護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならず、当該介護予防訪問看護計画は、５年間保存しなければなりません。 |  | 平11老企25  第四の三の2(2)②  条例第54条第2項  平11厚令37  第73条第2項  【独自基準(市)】 |
|  | ⑤　看護師等は、介護予防訪問看護計画書を作成した際には、当該介護予防訪問看護計画書を利用者に交付していますか。 | はい・いいえ | 予防条例  第57条第5号 |
| ⑥　サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び上記②に規定する介護予防訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行っていますか。 | はい・いいえ | 予防条例  第57条第6号 |
|  | ⑦　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。 | はい・いいえ | 予防条例  第57条第7号 |
|  | ⑧　サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行っていますか。 | はい・いいえ | 予防条例  第57条第8号 |
|  | ⑨　特殊な看護等を行っていませんか。 | いない・いる | 予防条例  第57条第9号 |
|  | ⑩　看護師等は、介護予防訪問看護計画書に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問看護計画書に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該介護予防訪問看護計画書の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行っていますか。 | はい・いいえ | 予防条例  第57条第10号 |
|  | ⑪　看護師等は、モニタリングの結果も踏まえつつ、訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成し、当該報告書の内容について、当該介護予防支援事業者に報告するとともに、当該報告書について主治の医師に定期的に提出していますか。 | はい・いいえ | 予防条例  第57条第11号 |
|  | ⑫　介護予防訪問看護事業所の管理者は、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行っていますか。 | はい・いいえ | 予防条例  第57条第12号 |
|  | ⑬　看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画書の変更を行い、変更後の当該計画を主治の医師に提出していますか。 | はい・いいえ | 予防条例  第57条第13号 |
|  | ※　⑩～⑬は、介護予防訪問看護計画に定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把握（モニタリング）、当該モニタリングの結果も踏まえた介護予防訪問看護報告書の作成、当該報告書の内容の担当する介護予防支援事業者への報告及び主治医への定期的な提出を義務づけたものです。  　　　看護師等は、介護予防訪問看護報告書に、訪問を行った日、提供した看護内容、介護予防訪問看護計画書に定めた目標に照らしたサービス提供結果等を記載します。なお、当該報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医に定期的に提出するものをいい、当該報告書の記載と先に主治医に提出した介護予防訪問看護計画書（当該計画書を予防基準条例において診療記録の記載をもって代えた場合を含む。）の記載において重複する箇所がある場合は、当該報告書における重複箇所の記載を省略しても差し支えないこととします。  　　　看護師等は、介護予防訪問看護報告書に記載する内容について、担当する介護予防支援事業者に報告するとともに、当該報告書自体は、主治医に提出するものとします。  　　　また、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問看護を提供している利用者については、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書は、看護職員（准看護師を除く。）と理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が連携し作成してください。作成に当たり、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供するものも含め介護予防訪問看護の内容を一体的に介護予防訪問看護計画書に記載するとともに、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供した指定介護予防訪問看護の内容とその結果等を記載した文書を添付してください。なお、管理者にあっては、介護予防訪問看護計画に沿った実施状況を把握し、計画書及び報告書に関し、助言、指導等必要な管理を行わなければなりません。 |  | 平11老企25  第四の三の2(2)④ |
|  | ⑭　介護予防支援事業者から介護予防訪問看護計画の提供の求めがあった際には、当該介護予防訪問看護計画を提出することに協力するよう努めていますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ※　指定介護予防支援の運営基準において「担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者に対して、指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防支援事業者から介護予防訪問看護計画の提供の求めがあった際には、当該介護予防訪問看護計画を提出することに協力するよう努めるものとします。 |  | 平11老企25  第四の三の2(2)⑥ |
| 27  主治の医師との関係  （介護予防も同様） | ①　訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護が行われるよう必要な管理を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例  第76条第1項  平11厚令37  第69条 |
| ※　管理者は、利用者の主治医が発行する訪問看護指示の文書（以下「指示書」という。）に基づき訪問看護が行われるよう、主治医との連絡調整、訪問看護の提供を担当する看護師等の監督等必要な管理を行ってください。  なお、主治医とは、利用申込者の選定により加療している医師をいい、主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできません。 |  | 平11老企25  第3の三の3(4)① |
|  | ②　サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書（指示書）で受けていますか。また、指示書は次のとおりとなっていますか。  ア　医師の指示書が保管されている。  イ　指示書は有効期限（最大6か月）内のものとなっている。 | はい・いいえ | 条例  第76条第2項 |
|  | ③　訪問看護事業者は、主治の医師に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図っていますか。 | はい・いいえ | 条例  第76条第3項 |
| ※　管理者は、主治医と連携を図り、適切な訪問看護を提供するため、定期的に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に提出しなければなりません。 |  | 平11老企25  第3の三の3(4)③ |
|  | ※　サービスの実施に当たっては、特に医療施設内の場合と異なり、看護師等が単独で行うことに十分留意するとともに慎重な状況判断等が要求されることを踏まえ、主治医との密接かつ適切な連携を図ってください。 |  | 平11老企25  第3の三の3(4)⑤ |
| 28  訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成 | ①　看護師等（准看護師を除く。以下この項において同じ。)は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成していますか。 | はい・いいえ | 条例  第77条第1項  平11厚令37  第70条 |
| ②　看護師等は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成していますか。 | はい・いいえ | 条例  第77条第2項 |
|  | ③　看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 | はい・いいえ | 条例  第77条第3項 |
|  | ※　看護師等は、訪問看護計画書の目標や内容等について利用者及びその家族に理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行う必要があります。 |  | 平11老企25  第3の三の3(5)③ |
|  | ④　看護師等は、訪問看護計画書を作成した際には、訪問看護計画書を利用者に交付していますか。 | はい・いいえ | 条例  第77条第4項 |
|  | ※　訪問看護計画書は、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その内容及び理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士による指定訪問看護については、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるものであること等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければなりません。 |  | 平11老企25  第3の三の3(5)⑤ |
|  | ※　なお、交付した訪問看護計画書は、５年間保存しなければなりません。 |  | 条例第81条第2項  平11厚令37  第73条の2第2項  【独自基準(市)】 |
|  | ⑤　看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成していますか。 | はい・いいえ | 条例  第77条第5項 |
|  | ※　看護師等は、訪問看護報告書には、訪問を行った日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載してください。  なお、この「訪問看護報告書」は、訪問の都度記載する記録とは異なり主治医に定期的に提供するものをいいます。 |  | 平11老企25  第3の三の3(5)⑦ |
|  | ※　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問看護を提供している利用者については、訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供する内容についても、一体的に含むものとし、看護職員（准看護師を除く。）と理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が連携し作成してください。  　　　具体的には、訪問看護計画書には、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供するものも含め訪問看護の内容を一体的に記載するとともに、訪問看護報告書には訪問日や主な内容を記載することにに加え、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供した指定訪問看護の内容とその結果等を記載した文書を添付してください。 |  | 平11老企25  第3の三の3(5)⑧ |
|  | ⑥　管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例  第77条第6項 |
|  | ⑦　主治医と連携を図り、適切な訪問看護を提供するため、定期的に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治の医師に提出ていますか。 | はい・いいえ | 平11老企25  第3の三の3(5)⑩ |
| ※　事業所が保健医療機関である場合は、主治の医師の訪問看護計画書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができます。また訪問看護計画書の交付については「訪問看護計画書及び訪問看護報告書の取扱いについて」（平成１２年３月３０日老企第５５号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）に定められている訪問看護計画書を参考に各事業所で定めるものを交付することで差し支えありません。 |  | 平11老企25  第3の三の3(5)⑥ |
| ⑧　居宅介護支援事業者から訪問看護計画の提供の求めがあった際には、当該訪問看護計画を提供することに協力するよう努めていますか。 | はい・いいえ | 平11老企25  第3の三の3(5)⑪ |
| 29  同居家族に対する訪問看護の禁止 | 看護師等にその同居の家族である利用者に対する訪問看護の提供をさせていませんか。 | いない・いる | 条例第78条  平11厚令37  第71条 |
| 30  利用者に関する市町村への通知 | 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。  ア　正当な理由なしに訪問看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。  イ　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、　又は受けようとしたとき。 | はい・いいえ  事例なし | 条例第82条  準用(第27条)  平11厚令37  第74条  準用(第26条) |
| 31  緊急時等の対応 | 看護師等は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ  事例なし | 条例第79条  平11厚令37  第72条 |
| 32  管理者の責務 | ①　訪問看護事業所の管理者は、従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第82条  準用(第59条第1項)  平11厚令37  第74条  準用(第52条) |
| ②　訪問看護事業所の管理者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第82条  準用(第59条第2項) |
| 33  運営規程 | 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。 | はい・いいえ | 条例第80条  平11厚令37  第73条 |
|  | ※　運営規程には、次の事項を定めるものとします。  ア 事業の目的及び運営の方針  イ 従業者の職種、員数及び職務の内容  ウ 営業日及び営業時間  エ 訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額  オ 通常の事業の実施地域  カ 緊急時等における対応方法  キ　虐待の防止のための措置に関する事項  ク　その他運営に関する重要事項 |  |  |
|  | ※　従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例第６条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えありません。 |  | 平11老企25  準用(第3の一の3(19)①) |
|  | ※　エの「利用料」としては、法定代理受領サービスである訪問看護に係る利用料（１割、２割又は３割負担）及び法定代理受領サービスでない訪問看護の利用料を、「その他の費用の額」としては、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問看護を行う際の交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。 |  | 平11老企25  準用(第3の一の3(19)②) |
|  | ※　オの「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。 |  | 平11老企25  準用(第3の一の3(19)③) |
|  | ※　「虐待の防止のための措置に関する事項」とは、虐待の防止に係わる、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指します。 |  | 平11老企25  準用（第3の一の3(19)⑤） |
| 34  勤務体制の確保等 | ①　管理者及び従業者と労働契約を交わしていますか。労働条件通知書等を書面で明示し交付していますか。 | はい・いいえ | 労働基準法第15条  労働基準法施行規則  第5条 |
| ※　雇用（労働）契約において、労働基準法により下記のような条件を書面で明示することとされています  ⑴　労働契約の期間に関する事項  ⑵　期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準  ⑶　就業の場所及び従事すべき業務に関する事項  ⑷　始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替  制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項  ⑸　賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項  ⑹　退職に関する事項（解雇の事由を含む）　　　⑺　昇給の有無（※）  ⑻　退職手当の有無（※）　　⑼　賞与の有無（※）　　⑽　相談窓口（※）  ※　非常勤職員のうち、短時間労働者（１週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の１週間の所定労働時間に比べて短い労働者）に該当するものを雇い入れたときには、上記⑺、⑻、⑼及び⑽についても文書で明示しなくてはなりません。 |
|  | ②　利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに看護師等の勤務の体制を定めていますか。 | はい・いいえ | 条例第82条  準用(第32条第1項)  平11厚令37  第74条準用(第30条) |
|  | ※　原則として月ごとの勤務表を作成し、看護師等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。 |  | 平11老企25  準用(第3の一の3(21)①） |
|  | ③　当該事業所の看護師等によってサービスを提供していますか。 | はい・いいえ | 条例第82条  準用(第32条第2項) |
| ※　口腔内の喀痰吸引看護師等は、労働者派遣法に規定する派遣労働者（紹介予定派遣に係る者を除く。）であってはなりません。 |  | 平11老企25  準用(第3の一の3(21)②） |
| ※　当該事業所の看護師等とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある看護師等を指します。 |  |  |
|  | ④　看護師等の資質の向上のために研修の機会を確保していますか。 | はい・いいえ | 条例第82条  準用(第32条第3項) |
| ※　研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。 |  | 平11老企25  準用（第3の一の3(21)③） |
|  | ⑤　適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当の範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第82条  準用(第32条第4項) |
|  | ※　事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとします。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるもの含まれることに留意してください。 |  | 平11老企25  準用（第3の一の3(21)④） |
|  | ア　事業主が講ずべき措置の具体的内容  　　　事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18 年厚生労働省告示第６１５号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和２年厚生労働省告示第５号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。  ａ　　事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発  職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。  ｂ 　相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 |  |  |
|  | イ　事業主が講じることが望ましい取組について  パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、アの「事業主が講ずべき措置の具体的内容」の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行ってください。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。  （https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_05120.html） |  |  |
|  | ※　パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第２４号）附則第３条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第３０条の２第１項の規定により、中小企業（資本金が３億円以下又は常時使用する従業員の数が３００人以下の企業）は、令和４年４月１日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされていますが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努めてください。 |  |  |
| 35  業務継続計画の策定等 | 【努力義務】  当該項目の適用にあたっては、３年間の経過措置が設けられており、令和６年３月３１日までは努力義務とします。 |  | 令3厚労令9  附則第3条 |
|  | ①　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第82条  準用（第32条の2第1項）  平11厚令37  第74条  準用（第30条の2） |
| ※　業務継続計画には、以下の項目等を記載してください  ア 感染症に係る業務継続計画  ａ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）  ｂ 初動対応  ｃ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）  イ 災害に係る業務継続計画  ａ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）  ｂ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）  ｃ 他施設及び地域との連携 |  | 平11老企25  準用（第3の二の3(7)②） |
| ※　各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することも可能です。 |  |  |
|  | ②　看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | はい・いいえ | 条例第82条  準用(第32条の2第2項) |
|  | ※　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。  職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。 |  | 平11老企25  準用（第3の二の3(7)③） |
|  | ※　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。  訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施してください。 |  | 平11老企25  準用（第3の二の3(7)③） |
|  | ※　なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにしてください。 |  | 平11老企25  準用（第3の二の3(7)②③） |
|  | ③　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第82条  準用（条例第32条の2第3項） |
| 36  衛生管理等 | ①　看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第82条  準用(第33条第1項)  平11厚令37  第74条準用(第31条)  労働安全衛生法  第66条 |
| ※　常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回（ただし、深夜業労働者等は６ヶ月以内ごとに1回）、定期に健康診断を実施しなければなりません。 |
| ※　看護師等が感染源となることを予防し、また看護師等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じてください。 | 平11老企25  準用（第3の一の3(23)①） |
| ※　手洗所等に従業者共用のタオルを設置している場合、そのタオルを感染源として感染拡大のおそれがありますので、共用タオルは使用しないでください。 |  |
|  | ②　事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第82条  準用(第33条第2項) |
|  | ③　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次のアからウに掲げる措置を講じているか点検してください。  なお、アからウについては、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。 |  | 条例第82条  準用(第33条第3項) |
| 【努力義務】  当該事項の適用にあたっては、３年間の経過措置が設けられており、令和６年３月３１日までは努力義務とします。 |  | 令3厚労令9  附則第4条 |
| ア　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のために対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図っていますか。 | はい・いいえ | 条例第82条  準用(第33条第3項第1号) |
|  | ※　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要です。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催してください。 |  | 平11老企25  準用（第3のニの3(8)②イ） |
|  | ※　感染対策委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  |  |
|  | ※　感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 |  |  |
| イ　事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備していますか。 | はい・いいえ | 条例第82条  準用(第33条第3項第2号) |
|  | ※　「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記してしください。  なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。 |  | 平11老企25  準用（第3のニの3(8)②ロ） |
| ウ　事業所において、看護師等に対し、感染症及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | はい・いいえ | 条例第82条  準用(第33条第3項第3号) |
|  | ※　職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。  なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこととします。 |  | 平11老企25  準用（第3のニの3(8)②ハ） |
|  | ※　また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行ってください。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。  訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施してください。 |  |  |
|  | ※　アからウについては、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。 |  | 平11老企25  準用（第3のニの3(8)②） |
| 36-2  新型コロナウイルス感染症対策 | ①　事業所における取組として以下の対策を講じていますか。 | はい・いいえ | 社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その２）（令和2年4月7日　事務連絡） |
| ア　感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進  イ　積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、ケア記録、勤務表の記録等を準備（直近２週間） |  |
|  | ②　職員の取組として以下の対策を講じていますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ア　「高齢者介護施設等における感染対策マニュアル改定版」等を参照の上、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底  イ　出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底  ウ　感染が疑われる場合は、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえて適切に対応  エ　職場外でも感染拡大を防ぐための取組として、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底 |  |  |
|  | ③　ケア等の実施時の取組として以下の対策を講じていますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ※　サービスの提供に先立ち、本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」を踏まえた適切な相談及び受診を行うよう促すとともに、サービス提供時には以下の点に留意してください。  ア　保健所とよく相談した上で、居宅介護支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再検討の上、感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続  イ　基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化する恐れが高いため、勤務上の配慮を行う  ウ　サービスの提供に当たっては、サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットを徹底し、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫  エ　可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応 |  |  |
|  | ※　新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組についても、厚生労働省通知等を参考とし、適切に実施してください。 |  |  |
| 37  掲示 | 事業所の見やすい場所に運営規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第82条  準用(第34条第1項)  平11厚令37  第74条  準用(第32条） |
|  | ※　利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項とは、当該事業所の運営規程の概要、看護師等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等をいいます。 |  | 平11老企25  準用（第3の一の3(24)①） |
|  | ※　次に掲げる点に留意して掲示を行ってください。  ア　事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。  イ　看護師等の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、看護師等の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 |  |  |
|  | ※　重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで、掲示に代えることができます。 |  | 条例第82条  準用(第34条第2項)  平11老企25  準用（第3の一の3(24)②） |
| 38  秘密保持等 | ①　従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 | いない・いる | 条例第82条  準用(第35条第1項)  平11厚令37  第74条準用(第33条) |
|  | ※　秘密を保持すべき旨を就業規則に規定し、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。 |  |
|  | ②　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第82条  準用(第35条第2項) |
|  | ※　具体的には、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講じてください。 |  | 平11老企25  準用(第3の一の3(25)②） |
|  | ③　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 | はい・いいえ | 条例第82条  準用(第35条第3項) |
| ※　この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。 | 準用(平11老企25 第3の一の3(25)③) |
|  | ④　「個人情報の保護に関する法律」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。 | はい・いいえ | 個人情報の保護に関する法律(平15法律第57号） |
| ※　個人情報の取り扱いについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（Ｈ29.4.14個人情報保護委員会・厚生労働省）」を参照してください。 |
| 39  広告 | 事業所について広告する場合においては、その内容が虚偽又は誇大な表現となっていませんか。 | いない・いる | 条例第82条  準用(第36条)  平11厚令37  第74条準用(第34条) |
| 40  居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 | いない・いる | 条例第82条  準用(第38条)  平11厚令37  第74条準用(第35条) |
| 41  苦情処理 | ①　提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第82条  準用(第39条第1項)  平11厚令37  第74条準用(第36条) |
| ※「必要な措置」とは、具体的には次のとおりです。  ア　苦情を受け付けるための窓口を設置する。  イ　相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにする。  ウ　利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する。  エ　苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する。　等 |  | 平11老企25  準用(第3の一の3(28)①） |
|  | ②　苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。 | はい・いいえ  事例なし | 条例第82条  準用(第39条第2項) |
|  | ※　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 | 平11老企25  準用(第3の一の3(28)②） |
|  | ※　記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 |  |
|  | ※　苦情の内容等の記録は、５年間保存してください。 | 条例第81条第2項  平11厚令37  第73条の2第2項  【独自基準(市)】 |
|  | ※　苦情解決の仕組みについては「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日厚労省通知）を参考としてください。 |
|  | ③　市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | はい・いいえ  事例なし | 条例第82条  準用(第39条第3項) |
|  | ④　市町村からの求めがあった場合には、上記③の改善の内容を市町村に報告していますか。 | はい・いいえ  事例なし | 条例第82条  準用(第39条第4項) |
|  | ⑤　提供したサービスの内容に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | はい・いいえ  事例なし | 条例第82条  準用(第39条第5項) |
|  | ⑥　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上記⑤の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。 | はい・いいえ  事例なし | 条例第82条  準用(第39条第6項) |
| 42  地域との連携等 | ①　事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第82条  準用(第40条第1項)  平11厚令37第74条  準用(第36条の2) |
| ※　介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。 |  | 平11老企25  準用（第3の一の3(29）①) |
|  | ②　訪問看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問看護の提供を行うように努めていますか。 | はい・いいえ  事例なし | 条例第82条  準用(第40条第2項) |
|  | ※　高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する訪問看護事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、条例第１０条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にサービス提供を行うよう努めなければなりません。 |  | 平11老企25  準用（第3の一の3(29）②) |
| 43  事故発生時の対応 | ①　サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第82条  準用(第41条第1項)  平11厚令37  第74条  準用(第37条) |
|  | ②　事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めてありますか。 | はい・いいえ | 平11老企25  準用（第3の一の3(30)①） |
|  | ③　事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 | はい・いいえ  事例なし | 条例第82条  準用(第41条第2項) |
|  | ※　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、５年間保存しなければなりません。 |  | 条例第81条第2項  平11厚令37  第73条の2第2項  【独自基準(市)】 |
|  | ④　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 | はい・いいえ  事例なし | 条例第82条  準用(第41条第3項) |
|  | ※　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償能力を有することが望ましいです。 |  | 平11老企25  準用（第3の一の3(30)②） |
|  | ⑤　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 | はい・いいえ  事例なし | 平11老企25  準用（第3の一の3(30)①） |
| 44  虐待の防止 | 【努力義務】  当該項目の適用にあたっては、３年間の経過措置が設けられており、令和６年３月３１日までは努力義務とします。 |  | 令3厚労令9  附則第2条 |
| 虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとします。 |  | 平11老企25  準用（第3の一の3(31)） |
| ⑴　虐待の未然防止  事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、条例第３条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。 |  |  |
| ⑵　虐待等の早期発見  従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応を行ってください。 |  |  |
| ⑶　虐待等への迅速かつ適切な対応  虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとします。 |  |  |
| 以上の観点を踏まえ、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の①から④に掲げる措置について点検を行ってください。 |  |  |
| ①　事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図っていますか。 | はい・いいえ | 条例第82条  準用（第41条の2第1号）  平11厚令37  第74条  準用（第37条の2） |
| ※　虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成してください。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用してください。  一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。 |  | 平11老企25  準用（第3の一の3(31)①） |
| ※　虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも可能です。 |  |  |
| ※　また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  |  |
| ※　虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要があります。  ア　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること  イ　虐待の防止のための指針の整備に関すること  ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること  エ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること  オ　従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること  カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること  キ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること |  |  |
| ②　訪問看護事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。 | はい・いいえ | 条例第82条  準用（第41条の2第2号） |
| ※　指定訪問看護**事**業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。  ア　事業所における虐待の防止に関する基本的考え方  イ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項  ウ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針  エ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針  オ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項  カ　成年後見制隊度の利用支援に関する事項  キ　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項  ク　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項  ケ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項 |  | 平11老企25  準用（第3の一の3(31②)） |
|  | ③　訪問看護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。 | はい・いいえ | 条例第82条  準用（第41条の2第3号） |
|  | ※　従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。  職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年１回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。  また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。 |  | 平11老企25  準用（第3の一の3(31)③） |
| ④　①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 | はい・いいえ | 条例第82条  準用（第41条の2第4号） |
| ※　事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいです。 |  | 平11老企25  準用（第3の一の3(31)④） |
| 45  会計の区分 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | はい・いいえ | 条例第82条  準用(第42条) |
|  | ※　具体的な会計処理の方法については、次の通知に基づき適切に行ってください。  ア　「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」  　　　（平成12年3月10日 老計第8号）  イ　「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」  　　　（平成13年3月28日 老振発第18号）  ウ　介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて（平成24年3月29日 老高発第0329第1号） |  | 平11厚令37  第74条  準用(第38条)  平11老企25  準用（第3の一の3(32)） |
| 46  記録の整備 | ①　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | はい・いいえ | 条例第81条第1項  平11厚令37  第73条の2 |
| ②　利用者に対するサービスの提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から５年間保存していますか。 | はい・いいえ | 条例第81条第2項  平11厚令37  第73条の2第2項  【独自基準(市)】 |
| ア　主治の医師による指示の文書  　イ　訪問看護計画書  　ウ　訪問看護報告書  　エ　提供した具体的なサービスの内容等の記録  　オ　市町村への通知（項目30参照）に係る記録  　カ　苦情の内容等の記録  　キ　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 |
|  | ※　「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとします。  また訪問看護事業所が保健医療機関である場合は、整備すべき記録のうち、指示書、訪問看護計画書及び訪問看護報告書については、診療録及び診療記録の保存でも差し支えありません。 |  | 平11老企25  第3の三の3(9) |
| 第６　変更の届出等 | | | |
| 47  変更の届出等 | ①　事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長（介護保険課）に届け出ていますか。 | はい・いいえ | 法第75条第1項  施行規則第131条 |
|  | ※　集団指導資料および甲府市ホームページに掲載している「変更届提出書類一覧表」の項目に変更があった際には必ず変更届を提出してください。  ※　「介護給付費算定に係る体制届」に係る加算等（算定する単位数が増えるもの）については、算定する月の前月15日までに届出が必要です。 |  | 平12老企36  第一の1(5) |
|  | ②　事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を市長（介護保険課）に届け出ていますか。 | はい・いいえ  事例なし | 法第75条第2項 |
| 第７　介護給付費の算定及び取扱い | | | |
| 48  訪問看護費の算定  （介護予防も同様） | ①　通院が困難な利用者に対して、その主治の医師が交付した文書による指示及び訪問看護計画書に基づき、看護師等が訪問看護を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問看護計画書に位置付けられた内容の訪問看護を行うのに要する標準的な時間で以下の所定単位数を算定していますか。 | はい・いいえ | 平12厚告19  別表3の注1  平18厚労告127  別表2の注1 |
| ※　末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者については、医療保険の給付に対象となるものであるため、訪問看護費は算定できません。 |  | 平12老企36  第2の4(6) |
|  | 〔厚生労働大臣が定める疾病等〕 |  |  |
|  | 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ３以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱随性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態 |  | 平27厚労告94  第四号 |
|  | ※　精神科訪問看護・指導料又は精神科訪問看護基本療養費の算定に係る医療保険による訪問看護（以下「精神科訪問看護」という。）の利用者については、医療保険の給付の対象となるものであり、同一日に介護保険の訪問看護費を算定することはできません。  　　　なお月の途中で利用者の状態が変化したことにより、医療保険の精神科訪問看護から介護保険の訪問看護に変更、又は介護保険の訪問看護から医療保険の精神訪問看護に変更することは可能ですが、こうした事情によらず恣意的に医療保険と介護保険の訪問看護を変更することはできません。 |  | 平12老企36  第2の4(７) |
|  | ②　訪問看護費は訪問看護ステーションにあっては、主治の医師の判断に基づいて交付された指示書の有効期間内に訪問看護を行った場合に算定していますか。 | はい・いいえ | 平12老企36  第2の4(2) |
|  | ※　医療機関にあっては、指示を行う医師の診療の日から1月以内に行われた場合に算定します。別の医療機関の医師から診療情報提供を受けて、訪問看護費を実施した場合には、診療情報提供を行った医療機関の医師による当該情報提供の基礎となる診療の日から1月以内に行われた場合に算定します。 |  |  |
|  | ③　訪問看護費を算定した利用者は通院が困難な利用者に該当していますか。 | はい・いいえ | 平12老企36  第2の4(1) |
|  | ※　訪問看護費は、「通院が困難な利用者」に対して給付することとされていますが、通院の可否にかかわらず、療養生活を送る上での居宅での支援が不可欠な者に対して、ケアマネジメントの結果、訪問看護の提供が必要と判断された場合は訪問看護費を算定できます。 |  |
|  | ※　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護については、通所リハビリテーションのみでは家屋内におけるＡＤＬの自立が困難である場合であって、ケアマネジメントの結果、看護職員と理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が連携した家屋状況の確認を含めた訪問看護の提供が必要と判断された場合に、訪問看護費を算定できるものです。「通院が困難な利用者」の趣旨は、通院により、同様のサービスが担保されるのであれば、通院サービスを優先すべきということです。 |  |  |
| 49  訪問看護の所要時間について | ①　所要時間20分未満の訪問看護費については、指定訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている指定訪問看護事業所であって、居宅サービス計画又は訪問看護計画書の中に20分以上の訪問看護が週1回以上含まれている場合に算定していますか。 | はい・いいえ  該当なし | 平12厚告19  別表3の注1  平18厚労告127  別表2の注1 |
|  | ※　20分未満の訪問看護は、短時間かつ頻回な医療処置等が必要な利用者に対し、日中等の訪問看護における十分な観察、必要な助言・指導が行われることを前提として行われるものです。  したがって、居宅サービス計画又は訪問看護計画において20分未満の訪問看護のみが設定されることは適切ではなく、20分以上の保健師又は看護師による訪問看護を週１回以上含む設定とすることとします。  訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている事業所として緊急時訪問看護加算の届け出をしている場合に算定可能です。 |  | 平12老企36  第2の4(3)① |
|  | ②　前回提供した訪問看護からおおむね２時間未満の間隔で訪問看護を行う場合（20分未満の訪問看護費を算定する場合及び利用者の状態の変化等により緊急の訪問看護を行う場合を除く。）は、それぞれの所要時間を合算していますか。 | はい・いいえ  該当なし | 平12老企36  第2の4(3)②㈠ |
|  | ③　１人の看護職員が訪問看護を行った後に、続いて別の看護職員が訪問看護を行った場合には、当該訪問看護の所要時間を合算していますか。 | はい・いいえ  該当なし | 平12老企36  第2の4(3)②㈡ |
|  | ※　訪問看護の提供時間を合算した場合に、准看護師による訪問看護が含まれる場合には、准看護師による訪問看護費を算定します。 |  |  |
|  | ④　１人の看護職員又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が訪問看護を行った後に、続いて他の職種の看護職員又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が訪問看護を実施した場合（看護職員が訪問看護を行った後に続いて別の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が訪問看護を行う場合など）は職種ごとに算定していますか。 | はい・いいえ  該当なし | 平12老企36  第2の4(3)②㈢ |
|  | ⑤　１人の利用者に対して、連続して訪問看護を提供する必要性については、適切なケアマネジメントに基づき判断していますか。 | はい・いいえ  該当なし | 平12老企36  第2の4(3)②㈣ |
| 50  准看護師による訪問 | 准看護師が指定訪問看護を提供した場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。 | はい・いいえ  該当なし | 平12厚告19  別表3の注1  平18厚労告127  別表2の注1 |
|  | ※　居宅サービス計画上、准看護師が訪問することとされている場合に、事業所の事情により准看護師ではなく保健師又は看護師が訪問する場合も所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数を算定します。  また、居宅サービス計画上、保健師又は看護師が訪問することとされている場合に、事業所の事情により保健師又は看護師ではなく准看護師が訪問する場合については、准看護師が訪問する場合の単位数（所定単位数の100分の90）を算定します。 |  | 平12老企36  第2の4（8）① |
|  | ※　居宅サービス計画上、准看護師が訪問することとされている場合に、事業所の事情により准看護師ではなく理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問する場合については理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合の所定単位数を算定します。  また、居宅サービス計画上、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問することとされている場合に、事業所の事情により理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士ではなく准看護師が訪問する場合については、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合の所定単位数を算定します。 |  | 平12老企36  第2の4（8）② |
| 51  理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問 | ①　訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）が訪問看護を行った場合は、１回につき所定単位数を算定していますか。 | はい・いいえ  該当なし | 平12厚告19  別表3の注1  平18厚労告127  別表2の注1 |
| ※　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置付けのものです。  なお、言語聴覚士による訪問において提供されるものは、あくまで看護業務の一部であることから、言語聴覚士の業務のうち保健師助産師看護師法の規定にかかわらず業とすることができるとされている診療の補助行為（言語聴覚士法第42条第1項）に限ります。 |  | 平12老企36  第2の4（4）① |
|  | ②　理学療法士等が１日に２回を超えて訪問看護を行った場合、１回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。 | はい・いいえ  該当なし | 平12厚告19  別表3の注1 |
|  | ※　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、1日２回を超えて（３回以上）行う場合には１回につき所定単位数の100 分の90（予防は100分の50）に相当する単位数を算定します。なお、当該取扱いは、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が連続して３回以上訪問看護を行った場合だけでなく、例えば午前中に２回、午後に１回行った場合も、同様です。  （例）１日の訪問看護が３回である場合の訪問看護費  １回単位数×（90（50）／100）×３回 |  | 平12老企36  第2の4（4）③  平18老計03170016  第2の3(4)③ |
|  | ③　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、１回当たり20分以上訪問看護を実施し、１人の利用者につき週に６回が限度として算定していますか | はい・いいえ  該当なし | 平12老企36  第2の4（4）② |
|  | ④　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問看護を提供している利用者については、毎回の訪問時において記録した訪問看護記録書等を用い、適切に訪問看護事業所の看護職員及び理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士間で利用者の状況、実施した内容を共有するとともに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、看護職員と理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が連携し作成していますか。 | はい・いいえ  該当なし | 平12老企36  第2の4（4）④ |
|  | ※　また、主治医に提出する訪問看護計画書は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が実施した内容も一体的に記載するものとし、訪問看護報告書には、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供した訪問看護の内容とその結果等を記載した文書を添付してください。 |  |  |
|  | ⑤　複数の訪問看護事業所から訪問看護を受けている利用者について、計画書及び報告書の作成にあたっては当該複数の訪問看護事業所間において十分な連携を図ったうえで作成していますか。 | はい・いいえ  該当なし | 平12老企36  第2の4（4）⑤ |
|  | ⑥　訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたっては、訪問看護サービスの利用開始時及び利用者の状態の変化等に合わせ、定期的な看護職員による訪問により利用者の状態の適切な評価を行っていますか | はい・いいえ  該当なし | 平12老企36  第2の4（4）⑥ |
|  | ※　訪問看護サービスの利用開始時とは、利用者が過去２月間（歴月）において当該訪問看護事業所から訪問看護（医療保険の訪問看護を含む。）の提供を受けていない場合であって、新たに計画書を作成する場合をいいます。また、利用者の状態の変化等に合わせた定期的な訪問とは、主治医からの訪問看護指示書の内容が変化する場合や利用者の心身状態や家族等の環境の変化等の際に訪問することをいいます。 |  | 平12老企36  第2の4（4）⑦ |
|  | ⑦　利用者に対して、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による介護予防訪問看護の利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が介護予防訪問看護を行う場合は、1回につき５単位を所定単位数から減算していますか。 | はい・いいえ  該当なし | 平18厚労告127  別表2の注13 |
| 52  定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合 | ①　定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行い、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する訪問看護事業所において、通院が困難な利用者に対して、その主治の医師の指示及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護事業所の看護師等が、訪問看護を行った場合に、１月につきそれぞれ所定単位数（2,954単位）を算定していますか。 | はい・いいえ  該当なし | 平12厚告19  別表3の注2 |
|  | 〔厚生労働大臣が定める施設基準〕 |  |  |
|  | 連携する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の名称、住所その他必要な事項を市長に届け出ていること。 | はい・いいえ | 平27厚労告96  第3号 |
|  | ②　准看護師が訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の98に相当する単位数を算定していますか。 | はい・いいえ  該当なし |  |
|  | ③　保健師、看護師又は准看護師が利用者（要介護状態区分が要介護５である者に限る。）に対して訪問看護を行った場合は、１月につき800単位を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ  該当なし |  |
|  | ④　１人の利用者に対し、１つの訪問看護事業所が訪問看護費を算定している場合には、別の訪問看護事業所においては、当該訪問看護費は算定していませんか。 | はい・いいえ  該当なし |  |
|  | ⑤　訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている事業所として、緊急時訪問看護加算の届け出を行っていますか。 | はい・いいえ | 平12老企36  第2の4（5）① |
|  | ※　定期巡回・随時対応型訪問介護看護の報酬は月額定額報酬ですが、次のような場合には次のような取扱いとします。 |  | 平12老企36  第2の4（5）② |
|  | ⑴　月の途中から訪問看護を利用した場合又は月の途中で訪問看護の利用を終了した場合には、利用期間（訪問看護の利用を開始した日から月末日まで又は当該月の初日から利用を終了した日まで）に対応した単位数を算定する（以下「日割り計算」という。）こととします。 |  |  |
|  | ⑵　月の途中に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用している場合は、その期間について日割り計算により算定します。 |  |  |
|  | ⑶　月の途中で要介護５から他の要介護度に変更となった場合、及び他の要介護度から要介護５に変更になった場合は日割り計算により算定します。 |  |  |
|  | ⑷　月途中で、末期の悪性腫瘍又は別に厚生労働大臣が定める疾病の状態となった場合は、その状態にある期間について日割り計算により算定します。 |  |  |
| 53  早朝・夜間、深夜の訪問看護の取扱い  （介護予防も同様） | ①　夜間（午後６時から午後10時まで）又は早朝（午前６時から午前８時まで）に訪問看護を行った場合は、１回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ  該当なし | 平12厚告19  別表3の注3  平18厚労告127  別表2の注2 |
| ②　深夜（午後10時から午前６時まで）に訪問看護を行った場合は、１回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ  該当なし |  |
|  | ※　居宅サービス計画上又は訪問看護計画上、訪問看護のサービス開始時刻が加算の対象となる時間帯にある場合に、当該加算を算定するものとします。  　　　なお、利用時間が長時間にわたる場合に、加算の対象となる時間帯におけるサービス提供時間が全体のサービス提供時間に占める割合がごくわずかな場合においては、当該加算は算定できません。  　　　また、20分未満の訪問の場合についても、同様の取扱いとします。 |  | 平12老企36  第2の4(9）  準用（第2の2（11）） |
| 54  複数名訪問加算  （介護予防も同様） | 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす場合であって、同時に複数の看護師等が１人の利用者に対して訪問看護を行ったとき又は看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して指定訪問看護を行ったときは、複数名訪問加算として、次に掲げる区分に応じ、１回につきそれぞれの単位数を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ  該当なし | 平12厚告19  別表3の注4  平18厚労告127  別表2の注3 |
|  | 〔複数名訪問加算（Ⅰ）〕 |  |  |
|  | ⑴複数の看護師等が同時に所要時間30分未満の指定訪問看護を行った場合  254単位 | □ |  |
|  | ⑵複数の看護師等が同時に所要時間30分以上の指定訪問看護を行った場合  402単位 | □ |  |
|  | 〔複数名訪問加算（Ⅱ）〕 |  |  |
|  | ⑴看護師等が看護補助者と同時に所要時間30分未満の指定訪問看護を行った場合　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　 201単位 | □ |  |
|  | ⑵看護師等が看護補助者と同時に所要時間30分以上の指定訪問看護を行った場合　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 317単位 | □ |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  |  |
|  | 同時に複数の看護師等により訪問看護を行うこと又は看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当していますか。  イ　利用者の身体的理由により１人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合  ロ　暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合  ハ　その他利用者の状況等から判断して、イ又はロに準ずると認められる場合 | はい・いいえ | 平27厚労告94  第五号 |
|  | ※　2人の看護師等又は1人の看護師等と1人の看護補助者が同時に訪問看護を行う場合の複数名訪問加算は、体重が重い利用者を1人が支持しながら、必要な処置を行う場合等、1人で看護を行うことが困難な場合に算定を認めるものであり、これらの事情がない場合に、単に2人の看護師等（うち1人が看護補助者の場合も含む。）が同時に訪問看護を行ったことのみをもって算定することはできません。 |  | 平12老企36  第2の4(10)① |
|  | ※　複数名訪問加算（Ⅰ）において訪問を行うのは、両名とも看護師等であることとし、複数名訪問加算（Ⅱ）において訪問を行うのは、訪問看護を行う1人が看護師等であり、同時に訪問する1人が看護補助者である必要があります。 |  | 平12老企36  第2の4(10)② |
|  | ※　複数名訪問加算（Ⅱ）における看護補助者とは、訪問看護を担当する看護師等の指導の下に、療養生活上の世話（食事、清潔、排泄、入浴、移動等）の他、居室内の環境整備、看護用品及び消耗品の整理整頓等といった看護業務の補助を行う者のことであり、資格は問いませんが、秘密保持や安全等の観点から、訪問看護事業所に雇用されている必要があります。 |  | 平12老企36  第2の4(10)③ |
| 55  １時間３０分以上の訪問看護を行う場合  （介護予防も同様） | 指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。以下同じ。）に対して、所要時間１時間以上１時間30分未満の訪問看護を行った後に引き続き指定訪問看護を行う場合であって、当該指定訪問看護の所要時間を通算した時間が１時間30分以上となるときは、１回につき300単位を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ  該当なし | 平12厚告19  別表3の注5  平18厚労告127  別表2の注4 |
| 〔厚生労働大臣が定める状態〕 |  |  |
| 算定している利用者は次のいずれかに該当する状態ですか。  ア　医科診療報酬点数表に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態  イ　医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態  ウ　人工肛門又は人工膀胱を設置している状態  エ　真皮を越える褥瘡の状態  オ　点滴注射を週３日以上行う必要があると認められる状態 | はい・いいえ | 平27厚労告94  六号 |
|  | ※　「指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者」については、「特別管理加算」の項目を参照してください。 |  | 平12老企36  第2の4(11)① |
|  | ※　当該加算については、保健師又は看護師が行う場合であっても、准看護師が行う場合であっても、同じ単位を算定するものとします。 |  | 平12老企36  第2の4(11)② |
| 56  同一建物等に居住する利用者に対する取扱い  （介護予防も同様） | ①　訪問看護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは訪問看護事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定訪問看護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定訪問看護事業所における１月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。 | はい・いいえ  該当なし | 平12厚告19  別表3の注6  平18厚労告127  別表2の注5 |
|  | ②　指定訪問看護事業所における1月当たり利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定していますか。 | はい・いいえ  該当なし | 平12厚告19  別表3の注6 |
|  | ※　 同一敷地内建物の定義  当該指定訪問看護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該訪問看護事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指します。  具体的には、一体的な建築物として、当該建物の１階部分に訪問看護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当します。 |  | 平12老企36  準用（第2の2(14)①） |
|  | ※　同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）の定義  ア　①に該当するもの以外の建築物であり、当該建築物に当該訪問看護事業所の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではありません。  イ　この場合の「利用者数」は、１月間（暦月）の利用者数の平均を用います。この場合、「１月間の利用者の数の平均」は、当該月における１日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とします。この「平均利用者数の算定」に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとします。また、介護予防訪問看護と一体的な運営をしている場合、介護予防訪問看護の利用者を含めて計算してください。 |  | 平12老企36  準用（第2の2(14)②） |
|  | ※　当該減算は、訪問看護事業所と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意してください。  　　具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではありません。 |  | 平12老企36  準用（第2の2(14)③） |
|  | ［同一敷地内建物等に該当しないものの例］  ・　同一敷地内であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合  ・　隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合 |  |  |
|  | ※　 「同一敷地内建物」及び「同一の建物に20人以上居住する建物」いずれの場合においても、同一の建物については、建築物の管理、運営法人が指定訪問看護事業所の事業者と異なる場合であっても該当します。 |  | 平12老企36  準用（第2の2(14)④） |
|  | ※　同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の定義  イ 　同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該指定訪問看護事業所の利用者が50 人以上居住する建物の利用者全員に適用されます。  ロ 　この場合の利用者数は、１月間（暦月）の利用者数の平均を用います。この場合、１月間の利用者の数の平均は、当該月における１日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とします。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとします。 |  | 平12老企36  準用（第2の2(14)⑤） |
| 57  特別地域訪問看護加算（介護予防も同様） | 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定訪問看護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の看護師等が指定訪問看護を行った場合は、特別地域訪問看護加算として、訪問看護ステーションの場合及び病院又診療所の場合については、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合については、１月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ  該当なし | 平12厚告19  別表3の注7  平18厚労告127  別表2の注6 |
|  | ※　「その一部として使用される事務所」とは、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等（以下「サテライト事業所」という。）を指します。 |  | 平12老企36  準用（第2の2(15)） |
|  | 〔甲府市内加算対象地域〕梯町、古関町  ※　県内対象地域については山梨県ホームページ等でご確認ください。 |  | 平24厚労告120 |
|  | ※　当該加算は、所定単位数の15％加算としていますが、この場合の所定単位数には緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を含みません。 |  | 平12老企36  第2の4（13） |
| 58  中山間地域等居住者加算 | 下記の地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、訪問看護を行った場合は、訪問看護ステーションの場合及び病院又診療所の場合については、１回につき所定単位数の100分の５に相当する単位数を、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合については、１月につき所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ  該当なし | 平12厚告19  別表3の注9  平18厚労告127  別表2の注8 |
|  | 〔甲府市内加算対象地域〕梯町、古関町  ※　県内対象地域については山梨県ホームページ等でご確認ください。 |  |  |
|  | ※　当該加算を算定する利用者については、通常の事業の実施地域を越えて行う交通費の支払いを受けることはできません。 |  | 平12老企36  準用(第2の2(17)) |
|  | ※　当該加算は、所定単位数の５％加算としていますが、この場合の所定単位数には緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を含みません。 |  | 平12老企36  第2の4(15) |
| 59  緊急時訪問看護加算  （介護予防も同様） | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合には、緊急時訪問看護加算として１月につき574単位（指定訪問看護を担当する医療機関にあっては315単位）を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ  該当なし | 平12厚告19  別表3の注10  平18厚労告127  別表2の注9 |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  |  |
|  | 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にありますか。 | はい・いいえ | 平27厚労告95  第七号 |
|  | ①　利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事業所において、当該事業所の看護師等が訪問看護を受けようとする者に対して、当該体制にある旨及び計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行う体制にある場合には当該加算を算定する旨を説明し、その同意を得た場合に加算ていますか。 | はい・いいえ | 平12老企36  第2の4(16)① |
|  | ②　当該月の第１回目の介護保険の給付対象となる訪問看護を行った日の所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ | 平12老企36  第2の4(16)② |
|  | ※　当加算を介護保険で請求した場合には、同月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける緊急時訪問看護加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における２４時間対応体制加算は算定できません。 |  |  |
|  | ③　当該月において計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行った場合については、当該緊急時訪問の所要時間に応じた所定単位数（准看護師による緊急時訪問の場合は所定単位数の100分の90）を算定し、居宅サービス計画の変更を行っていますか。 | はい・いいえ | 平12老企36  第2の4(16)③ |
|  | ※　算定時における事務処理については以下の取扱いを行ってください。  ア　訪問看護事業所における事務処理  　・　訪問看護計画は必要な修正を行うこと。  　・　条例20条（「サービス提供の記録」参照）に基づき、必要な記録を行うこと。  イ　居宅介護支援における事務処理  　・　居宅サービス計画の変更を行うこと。（すべての様式を変更する必要はなく、サービス利用票の変更等、最小限の修正で差し支えない。 |  | 平18年4月改定関係Q&A（Vol.2）問55 |
|  | ※　当該緊急時訪問を行った場合には、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算は算定できませんが、１月以内の２回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定することができます。 |  | 平12老企36  第2の4(16)③ |
|  | ④　緊急時訪問看護加算に係る訪問看護を受けようとする利用者に説明するに当たっては、当該利用者に対して、他の事業所から緊急時訪問看護加算に係る訪問看護を受けていないか確認を行っていますか。 | はい・いいえ | 平12老企36  第2の4(16)④ |
|  | ※　緊急時訪問看護加算は、１人の利用者に対し、１か所の事業所に限り算定できます。 |  |  |
|  | ※　訪問看護を担当する医療機関にあっては、緊急時訪問看護加算の届出は利用者や居宅介護支援事業所が訪問看護事業所を選定する上で必要な情報として届け出てください。  なお、訪問看護ステーションにおける緊急時訪問看護加算の算定に当たっては、通常の加算とは異なり、届出を受理した日から算定するものとします。 |  | 平12老企36  第2の4(16)⑤ |
| 60  特別管理加算  （介護予防も同様） | 訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者に対して、訪問看護事業所が、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合は、別に厚生労働大臣が定める区分に応じて、１月につき次に掲げる所定単位数を特別管理加算として加算していますか。  　ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げる他の加算は算定できません。 | 該当なし | 平12厚告19  別表3の注11  平18厚労告127  別表2の注10 |
| ⑴　　特別管理加算（Ⅰ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　500単位 | □ |  |
| ⑵　　特別管理加算（Ⅱ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　250単位 | □ |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める区分〕 |  |  |
|  | ⑴　特別管理加算（Ⅰ）  　次の状態にある者に対して訪問看護を行う場合に該当しますか。 | はい・いいえ | 平27厚労告94  第七号　イ |
|  | 医科診療報酬点数表に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態 |  |  |
|  | ⑵　特別管理加算（Ⅱ）  　次のいずれかの状態にある者に対して訪問看護を行う場合に該当しますか | はい・いいえ | 平27厚労告94  第七号　ロ、ハ、ニ、ホ |
|  | ア 医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態  イ　人工肛門又は人工膀胱を設置している状態  ウ　真皮を越える褥瘡の状態  エ　点滴注射を週３日以上行う必要があると認められる状態 |  |  |
|  | 〔留意事項〕 |  |  |
|  | ※　特別管理加算については、利用者や居宅介護支援事業所が訪問看護事業所を選定する上で必要な情報であるため、届け出させてください。 |  | 平12老企36  第2の4(17)① |
|  | ※　当該月の第１回目の介護保険の給付対象となる訪問看護を行った日の所定単位数に算定するものとします。  なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける特別管理加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算は算定できません。 |  | 平12老企36  第2の4(17)② |
|  | ※　特別管理加算は、１人の利用者に対し、１か所の事業所に限り算定できます。なお、２か所以上の事業所から訪問看護を利用する場合については、その分配は事業所相互の合議に委ねられます。 |  | 平12老企36  第2の4(17)③ |
|  | ※　「真皮を越える褥瘡の状態」とは、ＮＰＵＡＰ分類Ⅲ度若しくはⅣ度又はＤＥＳＩＧＮ分類（日本褥瘡学会によるもの）Ｄ３，Ｄ４若しくはＤ５に該当する状態をいいます。 |  | 平12老企36  第2の4(17)④ |
|  | ※　「真皮を越える褥瘡の状態にある者」に対して特別管理加算を算定する場合には、定期的（１週間に１回以上）に褥瘡の状態の観察・アセスメント・評価（褥瘡の深さ、滲出液、大きさ、炎症・感染、肉芽組織、壊死組織、ポケット）を行い、褥瘡の発生部位及び実施したケア（利用者の家族等に行う指導を含む。）について訪問看護記録書に記録してください。 |  | 平12老企36  第2の4(17)⑤ |
|  | ※　「点滴注射を週３日以上行う必要があると認められる状態」とは、主治の医師が点滴注射を週３日以上行うことが必要である旨の指示を訪問看護事業所に対して行った場合であって、かつ、当該事業所の看護職員が週３日以上点滴注射を実施している状態をいいます。  　点滴注射を週３日以上行う必要があると認められる状態にある者に対して特別管理加算を算定する場合は、点滴注射が終了した場合その他必要が認められる場合には、主治の医師に対して速やかに当該者の状態を報告するとともに、訪問看護記録書に点滴注射の実施内容を記録してください。 |  | 平12老企36  第2の4(17)⑥⑦ |
|  | ※　訪問の際、症状が重篤であった場合には、速やかに医師による診療を受けることができるよう必要な支援を行ってください。 |  | 平12老企36  第2の4(17)⑧ |
| 61  ターミナルケア加算 | 在宅で死亡した利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た訪問看護事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に２日（死亡日及び死亡日前14日以内に当該利用者（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に対して訪問看護を行っている場合にあっては、１日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。）は、ターミナルケア加算として、当該者の死亡月につき2,000単位を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ  該当なし | 平12厚告19  別表3の注12 |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準 |  |  |
|  | 次のアからウに適合していますか。 | はい・いいえ | 平27厚労告95  第八号 |
|  | ア　ターミナルケアを受ける利用者について２４時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて、訪問看護を行うことができる体制を整備していること。  イ　主治の医師との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っていること。  ウ　ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていること。 |  |
|  | ※　ターミナルケアの提供においては、次に掲げる事項を訪問看護記録書に記録しなければなりません。  　ア　終末期の身体症状の変化及びこれに対する看護についての記録  　イ　療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの経過についての記録  　ウ　看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録 |  | 平12老企36  第2の4(18)④ |
|  | ※　ウについては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人及びその家族等と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上、対応してください。 |  |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める状態〕 |  |  |
|  | 次のいずれかの状態に該当する利用者ですか。 | はい・いいえ | 平27厚労告94  第八号 |
|  | ア　多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ３以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態  イ　急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態 |  |
|  | 〔留意事項について〕 |  |  |
|  | ※　ターミナルケア加算については、在宅で死亡した利用者の死亡月に加算することとされていますが、ターミナルケアを最後に行った日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、死亡月に算定することとします。 |  | 平12老企36  第2の4(18)① |
|  | ※　ターミナルケア加算は、１人の利用者に対し、１か所の事業所に限り算定できます。  　　なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおけるターミナルケア加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の訪問看護ターミナルケア療養費及び訪問看護・指導料における在宅ターミナルケア加算（以下「ターミナルケア加算等」という。）は算定できません。 |  | 平12老企36  第2の4(18)② |
|  | ※　１つの事業所において、死亡日及び死亡日前14日以内に医療保険又は介護保険の給付の対象となる訪問看護をそれぞれ１日以上実施した場合は、最後に実施した保険制度においてターミナルケア加算等を算定することとします。この場合において他制度の保険によるターミナルケア加算等は算定できません。 |  | 平12老企36  第2の4(18)③ |
|  | ※　ターミナルケアを実施中に、死亡診断を目的として医療機関へ搬送し、24時間以内に死亡が確認される場合等については、ターミナルケア加算を算定することができるものとします。 |  | 平12老企36  第2の4(18)⑤ |
|  | ※　ターミナルケアの実施にあたっては、他の医療及び介護関係者と十分な連携を図るよう努めてください。 |  | 平12老企36  第2の4(18)⑥ |
| 62  主治の医師の特別な指示があった場合の取扱い  （介護予防も同様） | ①　訪問看護ステーションの場合及び病院又診療所の場合について、訪問看護を利用しようとする者の主治の医師（介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。）が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、その指示の日から14日間に訪問看護費を算定していませんか。 | いない・いる  該当なし | 平12厚告19  別表3の注13  平18厚労告127  別表2の注11 |
| ※　利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示（訪問看護ステーションにおいては特別指示書の交付）があった場合は、交付の日から１４日間を限度として医療保険の給付対象となるものであり、訪問看護費は算定しません。  なお、医療機関の訪問看護の利用者について、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要があって、医療保険の給付対象となる場合には、頻回の訪問看護が必要な理由、その期間等については、診療録に記載しなければなりません。 |  | 平12老企36  第2の4(19) |
|  | ②　定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合について、訪問看護を利用しようとする者の主治の医師（介護老人保健施設又は介護医療院の医師を除く。）が、当該利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日数に応じて、１日につき97単位を所定単位数から減算していますか。 | はい・いいえ  該当なし | 平12厚告19  別表3の注14 |
| 63  初回加算  （介護予防も同様） | 訪問看護事業所において、新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回若しくは初回の訪問看護を行った日の属する月に訪問看護を行った場合は、１月につき300単位を加算していますか。 | はい・いいえ  該当なし | 平12厚告19  別表3のニ  平18厚労告127  別表2のハ  平12老企36  第2の4(21) |
| ※　本加算は、利用者が過去２月間（暦月）において、当該訪問看護事業所から訪問看護（医療保険の訪問看護を含む。）の提供を受けていない場合であって新たに訪問看護計画書を作成した場合に算定します。 |
| 64  退院時共同指導加算  （介護予防も同様） | 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）が、退院時共同指導（当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供することをいう。）を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の訪問看護を行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき１回（特別な管理を必要とする利用者については、２回）に限り、600単位を加算していますか。  ただし、初回加算を算定する場合は、退院時共同指導加算は算定できません。 | はい・いいえ  該当なし | 平12厚告19  別表3のホ  平18厚労告127  別表2のニ |
|  | ※　退院時共同指導加算は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、訪問看護ステーションの看護師等が、退院時共同指導を行った後に当該者の退院又は退所後、初回の訪問看護を実施した場合に、一人の利用者に当該者の退院又は退所につき１回（厚生労働大臣が定める状態（「１時間30分以上の訪問看護を行う場合」を参照）にある利用者について、複数日に退院時共同指導を行った場合には２回）に限り、当該加算を算定できます。この場合の当該加算は、初回の訪問看護を実施した日に算定します。  なお、当該加算を算定する月の前月に退院時共同指導を行っている場合においても算定できます。  また、退院時共同指導は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該者又はその看護に当たる者の同意を得なければなりません。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  | 平12老企36  第2の4(22)① |
|  | ※　２回の当該加算の算定が可能である利用者（厚生労働大臣が定める状態の者）に対して複数の訪問看護ステーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所が退院時共同指導を行う場合にあっては、１回ずつの算定も可能です。 |  | 平12老企36  第2の4(22)② |
|  | ※　複数の訪問看護ステーション等が退院時共同指導を行う場合には、主治の医師の所属する保険医療機関、介護老人保健施設又は介護医療院に対し、他の訪問看護ステーション等における退院時共同指導の実施の有無について確認してください。 |  | 平12老企36  第2の4(22)③ |
|  | ※　退院時共同指導加算を介護保険で請求した場合には、同月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける退院時共同指導加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における当該加算は算定できません（２回の当該加算の算定が可能である利用者の場合を除く。）。 |  | 平12老企36  第2の4(22)④ |
|  | ※　退院時共同指導を行った場合は、その内容を訪問看護記録書に記載してください。 |  | 平12老企36  第2の4(22)⑤ |
| 65  看護・介護職員連携強化加算 | 訪問看護事業所が、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録または同法附則第20条第１項の登録を受けた訪問介護事業所と連携し、当該事業所の訪問介護員等が当該事業所の利用者に対し社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第1条各号に掲げる医師の指示の下に行われる行為を円滑に行うための支援を行った場合は、１月に１回に限り250単位を加算していますか。 | はい・いいえ  該当なし | 平12厚告19  別表3のヘ |
|  | ※　当該加算は、訪問看護事業所の看護職員が、訪問介護事業所の訪問介護員等に対し、たんの吸引等の業務が円滑に行われるよう、たんの吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時等の対応についての助言を行うとともに当該訪問介護員等に同行し、利用者の居宅において業務の実施状況について確認した場合、又は利用者に対する安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議に出席した場合に算定します。 |  | 平12老企36  第2の4(23)① |
|  | ①　訪問介護員等と同行訪問した場合や会議に出席した場合は、その内容を訪問看護記録書に記録していますか。 | はい・いいえ | 平12老企36  第2の4(23)① |
|  | ②　当該加算は、訪問介護員等と同行訪問を実施した日又は会議に出席した日の属する月の初日の訪問看護の実施日に加算していますか。 | はい・いいえ | 平12老企36  第2の4(23)② |
|  | ③　当該加算は訪問看護が２４時間行える体制を整えている事業所として緊急時訪問看護加算の届け出をしていますか | はい・いいえ | 平12老企36  第2の4(23)③ |
|  | ④　訪問看護事業所の看護職員が、訪問介護員等と同行し、たんの吸引等の実施状況を確認する際、通常の訪問看護の提供以上に時間を要した場合であっても、居宅サービス計画上に位置づけられた訪問看護費を算定していますか。 | はい・いいえ | 平12老企36  第2の4(23)④ |
|  | ⑤　訪問介護員等のたんの吸引等に係る基礎的な技術取得や研修目的で、訪問看護事業所の看護職員が同行訪問を実施した場合に当該加算及び訪問看護費を算定していませんか。 | いない・いる | 平12老企36  第2の4(23)⑤ |
|  | ※　当該加算は訪問介護員等のたんの吸引等の技術不足を補うために同行訪問を実施することを目的としたものではありません。 |  |  |
| 66  看護体制強化加算  （介護予防も同様） | 訪問看護ステーションの場合及び病院又は診療所の場合について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た訪問看護事業所が、医療ニーズの高い利用者への訪問看護の提供体制を強化した場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。  　ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。 | 該当なし | 平12厚告19  別表3のト  平18厚労告127  別表2のホ |
|  |
|  | イ　看護体制強化加算（Ⅰ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　550単位 | □ |  |
|  | ロ　看護体制強化加算（Ⅱ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　200単位 | □ |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  |  |
|  | イ　看護体制強化加算（Ⅰ） |  | 平27厚労告94  第九号イ |
|  | ⑴　訪問看護ステーションである指定訪問看護事業所の場合  　次のいずれにも適合していますか  ア　算定日が属する月の前６月間において、事業所における介護保険の利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上であること。  イ　算定日が属する月の前６月間において、事業所における介護保険の利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上であること。  ウ　算定日が属する月の前12月間において、事業所における介護保険のターミナルケア加算を算定した利用者が５名以上であること。（介護予防では不要）  エ 訪問看護の提供に当たる従業者の総数のうち、看護職員の占める割合が100分の60以上であること。ただし訪問看護事業者が介護予防訪問看護事業所の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合における当該加算の算定にあっては、指定訪問看護を提供する従業者と指定介護予防訪問看護を提供する従業者の合計数のうち、看護職員の占める割合によること。 | はい・いいえ |
|  | ⑵　訪問看護ステーション以外である指定訪問看護事業所の場合  　⑴のアからウに適合していますか | はい・いいえ |  |
|  | ロ　看護体制強化加算（Ⅱ） |  | 平27厚労告94  第九号ロ |
|  | ⑴　訪問看護ステーションである指定訪問看護事業所の場合  　次のいずれにも適合していますか。  ア　看護体制強化加算（Ⅰ）のア、イ、エの基準のいずれにも適合すること。  イ　算定日が属する月の前12月間において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上であること。 | はい・いいえ |
|  | ⑵　訪問看護ステーション以外である指定訪問看護事業所の場合  看護体制強化加算（Ⅰ）ア、イ並びに看護体制強化加算（Ⅱ）のイの基準のいずれにも適合していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ※　【厚生労働大臣が定める基準に関する経過措置】  ①　令和5年3月31日までの間は看護体制強化加算（Ⅰ）の⑴のエの基準に適合しない場合であっても当加算の算定が認められます。（看護体制強化加算（Ⅱ）の⑴のアで準用する場合も含みます。）  ②　令和5年3月31日時点で当該加算を算定している事業所であって、令和5年4月1日以後に看護職員の離職等により看護体制強化加算（Ⅰ）の⑴のエの基準に適合しなくなった事業者は、市長に看護職員の採用に関する計画を届け出た場合は、当該計画に定める期間を経過する日までの間は、当該基準に関わらず、当該加算を算定することができます。（看護体制強化加算（Ⅱ）の⑴のアで準用する場合も含みます。） |  | 令3厚労告73  附則第3条 |
|  | 算定上の留意事項について |  |  |
|  | ①　イ⑴アの基準における利用者の割合については、以下のaに掲げる数をbに掲げる数で除して、算定日が属する月の前６月間当たりの割合を算出していますか。  a　訪問看護事業所における緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数  b　訪問看護事業所における実利用者の総数 | はい・いいえ | 平12老企36  第2の4(24)① |
|  | ②　イ⑴イの基準における利用者の割合については、以下の①に掲げる数を②に掲げる数で除して、算定日が属する月の前６月間当たりの割合を算出します。  a　訪問看護事業所における特別管理加算を算定した実利用者数  b　訪問看護事業所における実利用者の総数 | はい・いいえ | 平12老企36  第2の4(24)② |
|  | ※　①及び②に規定する実利用者数は、前６月間において、当該事業所が提供する訪問看護を２回以上利用した者又は当該事業所で当該加算を２回以上算定した者であっても、１として数えます。  そのため、上記に規定する割合の算出において、利用者には、当該訪問看護事業所を現に利用していない者も含むことに留意してください。  　　具体的な算出方法については、平成30年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ(Vol.1)（平成30年３月23日）問10を参照してください。 |  | 平12老企36  第2の4(24)③ |
|  | ③　看護職員の占める割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前月（歴月）の平均を用いて計算していますか。 | はい・いいえ | 平12老企36  第2の4(24)④ |
|  | ※　当該割合が100分の60から1割を超えて減少した場合（100分の54を下回った場合）には、その翌月から看護体制強化加算を算定できないものとし、１割の範囲内で減少した場合（100分の54以上100分の60未満であった場合）には、その翌々月から当該加算を算定できないものとします。（ただし、翌月の末日において、100分の60以上となる場合は除きます。） |  |  |
|  | ④　看護体制強化加算を算定するに当たっては、当該訪問看護事業所の看護師等が、当該加算の内容について利用者又はその家族への説明を行い、同意を得ていますか。 | はい・いいえ | 平12老企36  第2の4(24)⑤ |
|  | ⑤　医療機関との連携のもと、看護職員の出向や研修派遣などの相互人材交流を通じて在宅療養支援能力の向上を支援し、地域の訪問看護人材の確保・育成に寄与する取り組みを実施していますか。 | はい・いいえ | 平12老企36  第2の4(24)⑥ |
|  | ⑥厚生労働大臣が定める基準イ⑴ア、イ⑴イ及びイ⑴エの割合並びにイ⑴ウ及びロ⑴イの割合及び人数については、台帳等により毎月記録していますか。 | はい・いいえ | 平12老企36  第2の4(24)⑦ |
|  | ※　看護体制強化加算を算定するに当たっては、厚生労働大臣が定める基準イ⑴ア、イ⑴イ及びイ⑴エの割合並びにイ⑴ウ及びロ⑴イの人数について、継続的に所定の基準を維持しなければなりません。また、所定の基準を下回った場合については、直ちに体制届を提出しなければなりません。 |  |  |
|  | ※　看護体制強化加算は、訪問看護事業所の利用者によって（Ⅰ）又は（Ⅱ）を選択的に算定することができないものであり、当該訪問看護事業所においていずれか一方のみを選択し、届出を行ってください。 |  | 平12老企36  第2の4(24)⑧ |
| 67  サービス提供体制強化加算  （介護予防も同様） | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た訪問看護事業所が、利用者に対し、指定訪問看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、訪問看護ステーションの場合及び病院又診療所の場合については１回につき、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合については１月につき、次に掲げる所定単位数を加算していますか。  ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。 | はい・いいえ  該当なし | 平12厚告19  別表3のチ  平18厚労告127  別表2のへ |
|  | 訪問看護ステーションの場合及び病院又診療所の場合 |  |  |
|  | イ 　サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 　　　　　　　　６単位 | □ |  |
|  | ロ 　サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 　　　　　　　　３単位 | □ |  |
|  | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合 |  |  |
|  | イ 　サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 　　　　　　　50単位 | □ |  |
|  | ロ 　サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 　　　　　　　25単位 | □ |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  |  |
| イ　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）  　次に掲げる基準のいずれにも適合していますか。  ⑴　指定訪問看護事業所の全ての看護師等に対し、看護師等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。 | はい・いいえ | 平27厚労告95  第十号イ |
|  | ⑵　利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的に（おおむね１月に１回以上）開催すること。 |  |  |
|  | ⑶　当該事業所の全ての看護師等に対し、健康診断等を定期的に実施すること。 |  |  |
|  | ⑷　当該事業所の看護師等の総数のうち、勤続７年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 |  |  |
|  | ロ　サービス提供体制強化加算（Ⅱ）  次に掲げる基準のいずれにも適合していますか。  ⑴　イ⑴から⑶までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 | はい・いいえ | 平27厚労告95  第十号ロ |
|  | ⑵　当該事業所の看護師等の総数のうち、勤続３年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 |  |  |
|  | 〔算定上の留意事項について〕 |  |  |
|  | ①　看護師等ごとの「研修計画」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、看護師等について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定していますか。 | はい・いいえ | 平12老企36  準用（第2の3(9)①) |
|  | ②　「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達又は当該事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所においてサービス提供に当たる看護師等のすべてが参加していますか。 | はい・いいえ | 平12老企36  準用（第2の3(9)②) |
|  | ※　実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えありません。 |  |  |
|  | ②　おおむね１月に１回以上開催していますか。 | はい・いいえ |  |
|  | ③　会議の開催状況については、その概要を記録していますか | はい・いいえ |  |
|  | ※　会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  |  |
|  | ④　「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載していますか。  ア　利用者のＡＤＬや意欲  イ　利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望  ウ　家族を含む環境  エ　前回のサービス提供時の状況  オ　その他のサービス提供に当たって必要な事項 | はい・いいえ |  |
|  | ⑤　健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない看護師等も含めて、少なくとも１年以内ごとに１回、事業主の費用負担により実施していますか。 | はい・いいえ | 平12老企36  準用（第2の3(9)③) |
|  | ※　新たに加算を算定しようとする場合にあっては、当該健康診断等が１年以内に実施されることが計画されていることをもって足りるものとします。 |  |  |
|  | ⑥　職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（３月を除く。）の平均を用いていますか。 | はい・いいえ | 平12老企36  準用（第2の3(9)④⑤) |
|  | ※　前年度の実績が６月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前３月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとします。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、４月目以降届出が可能となるものです。この場合、届出を行った月以降においても、直近３月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。  　　　なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに体制届を提出しなければなりません。 |  |  |
|  | ※　勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとします。 |  | 平12老企36  準用（第2の3(9)⑥) |
|  | ※　勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとします。 |  | 平12老企36  準用（第2の3(9)⑦) |
|  | ※　同一の事業所において、介護予防訪問看護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととします。 |  | 平12老企36  準用（第2の3(9)⑧) |
| 68  サービス種類相互の算定関係 | ①　利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護（法第８条第１５項第１号に該当するものに限る。）、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、訪問看護費を算定していませんか。 | いない・いる  該当なし | 平12厚告19  別表3の注15 |
|  | ※　介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院及び医療機関を退所・退院した日については、厚生労働大臣が定める状態（「１時間３０分以上の訪問看護を行う場合」を参照）にある利用者又は主治の医師が退所・退院した日に訪問看護が必要であると認める利用者に限り、訪問看護費を算定できることとします。なお、短期入所療養介護のサービス終了日（退所・退院日）においても同様です。 |  | 平12老企36  第2の4(20) |
| （介護予防） | ②　利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間に、介護予防訪問看護費を算定していませんか。 | いない・いる  該当なし | 平18厚労告127  別表2の注12 |
| 第８　その他 | | | |
| 69  介護サービス情報の公表 | 山梨県（介護サービス情報公表システム）へ基本情報と運営情報を報告するとともに見直しを行っていますか。 | はい・いいえ | 法第115条の35第1項  施行規則  第140条の44 |